

# 令和6年度中山間地域ふるさと事業調査研究事業 (長瀬町地域住民活動支援) 業務委託仕様書

・この仕様書は企画提案書作成用である。  
・企画提案募集後、埼玉県は委託候補者として選定された者と協議を行い、協議が整った場合は当該協議を踏まえ仕様書を修正の上、契約を締結する。

## 1 委託事業名

令和6年度中山間地域ふるさと事業調査研究事業  
(長瀬町地域住民活動支援)

## 2 目的

中山間地域が有する水源のかん養、良好な景観、伝統文化の伝承などの県民生活にとって重要な多面的機能を発揮できるよう、地域の住民活動等を通じて、地域の活性化を図る必要がある。

そのため、長瀬町が地域活性化を目指す中山間地域集落のモデルとなるよう、地域資源を再発掘するとともに、地域資源の調査・分析や市民農園を活用した都市間交流事業の検討など、地域の活性化に向けた取組を行う地域住民活動を支援する。

## 3 実施地域

長瀬町(全域)

## 4 地域住民活動の支援のテーマ

地域資源や特産品等の検証・開発及び市民農園の利活用による地域活性化

## 5 業務委託期間

契約日～令和7年3月7日(金)

## 6 委託内容

### (1) 地域資源の再発掘・調査・分析

事業対象地域で栽培される農産物や特産品、「花の里」、「野土山」などの観光名所等地域資源を再発掘(ブラッシュアップ)するとともに、長瀬町ならではの地域資源を生かした地域活性化の方策を検討する。

### (2) 市民農園を用いた都市間交流事業による持続可能な地域づくりの検討

(1)での調査結果を踏まえ、市民農園「ふるさと農園」を拠点にしつつ、長瀬町の観光名所などの地域資源と結び付けながら、農業体験や観光体験など都市間交流へ繋げる交流事業の実施の検討を進める。

### (3) 上記(1)・(2)の取組は、地域住民活動を支援する方法により行うこととし、実施にあたっては、地域で活動している特定非営利活動法人等の地域団体、生産者等の地域住民を対象としたワークショップを3回以上開催するなど、地域の意見も十分反映させた上で検討し、持続性が期待できる内容にすることに留意する。

#### (4) 報告書の作成

(1) から (3) の取組内容、調査・分析結果及び意見交換の結果を記載した報告書を提出する。

なお、報告書には上記 (1) から (4) を踏まえて、2年目以降の地域取組計画等を記載することとする。

報告書の規格 30 ページ程度 (カラー) の電子ファイル

既存の資料を参照した場合は、参考文献とその引用箇所を明示すること。

#### (5) その他業務目的を達成するのに必要な事項の実施

長瀬町における地域農業・農山村の活性化に向けて必要と思われる事項を実施する。

なお、実施にあたっては県と適宜協議の上、決定すること。

### 7 調査責任者の選任

受託者は契約締結後、速やかに本件調査を行うために必要な能力と経験を有する調査責任者を選任し、県の承認を得ること。

### 8 実施計画書及び工程表の提出

(1) 受託者は契約締結後、速やかに実施計画書及び工程表を県に提出すること。

(2) 受託者は、実施計画書に従って業務が進むよう進捗管理を行うとともに、工程表に基づいた実施状況を県に適宜報告すること。

### 9 留意事項

(1) 受託者は、本委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りではない。

(2) 受託者及び本委託業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本委託業務終了後も同様とする。

(3) 受託者は、本委託業務を通じて取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律 (平成15年法律第57号) 等の関係法令に基づき、適正に取り扱うものとする。

(4) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により埼玉県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(5) 受託者は、本委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で第三者その他に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(6) 本委託業務の実施における危機管理体制 (緊急連絡網等) については、本委託業務開始時に埼玉県に報告する。

(7) 本事業遂行に当たって得られた情報は、書類、電磁記録とも委託者に提出するものとする。

(8) 著作権の取扱いについては、契約時に埼玉県と協議して定めることとする。

(9) 本仕様書に定めるものの他疑義が生じた場合は、その都度、遅滞なく埼玉県と受託者双方が協議して決定する。